



持分なし医療法人 移行支援 コンサルティング



「持分なし医療法人」への移行のメリット (令和5年9月30日までの認定に適用)

医療法人の経営者の死亡により、その相続人が「持分あり医療法人」の持分を相続または遺贈により取得した場合、その法人が移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、移行計画の期間満了まで相続税の納税が猶予され、持分を放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

また出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与をうけたものとみなして他の出資者に贈与税が課される場合も同様です。さらに、移行計画に基づき「持分なし医療法人」へ移行した場合、出資者の持分放棄に伴う法人贈与税については、非課税となります。



定期的にセミナー等の企画を開催しています。詳しくはホームページでご確認ください。

●持分なし医療法人への移行スケジュールとコンサルティングイメージ

